

## 保健のための処置(傷病別一覧)

	対象傷病	保健のための処置
2	せき髄損傷	①褥瘡処置（自宅等で使用する滅菌ガーゼ及び絆創膏の支給を含む。） ②尿路処置（自宅等で使用するカテーテル、カテーテル用消毒液等（洗浄剤及び潤滑剤を含む。）及び滅菌ガーゼの支給を含む。）
3	頭頸部外傷症候群等	せき髄型の減圧症及び脳の器質的損傷による四肢麻痺等が出現し必要な場合には、せき髄損傷に係るアフターケアの処置に基づき実施
4	尿路系障害	①尿道ブジー（誘導ブジーを含む。） ②尿路処置（導尿、膀胱洗浄、留置カテーテル設置・交換を含む。） ③自宅等で使用するためのカテーテル、カテーテル用消毒液（洗浄剤及び潤滑剤を含む。）及び滅菌ガーゼの支給
11	虚血性心疾患等 ----- ペースメーカー・除細動器を植え込んだ者	○ ペースメーカー等の定期チェック 6カ月～1年に1回程度
13	脳血管疾患	脳の器質的損傷による四肢麻痺等に対する処置が必要な場合には、せき髄損傷に係るアフターケアの処置に基づき実施
14	有機溶剤中毒等	脳の器質的損傷による四肢麻痺等に対する処置が必要な場合には、せき髄損傷に係るアフターケアの処置に基づき実施
21	消化器障害	①ストマ処置 ②外瘻の処置 ③自宅等で使用するための滅菌ガーゼの支給